

リスク管理債権

住宅金融支援機構は、銀行法（昭和56年法律第59号）が適用される法人ではありませんが、平成9年度分以降、民間金融機関における開示基準を参考に、リスク管理債権を開示して参りました。また、平成12年度分以降は、自己査定結果を踏まえた基準により、リスク管理債権を開示しています。

なお、このリスク管理債権は、融資物件に設定した第一順位の抵当権その他の担保等からの回収が図られるため、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

●平成20年度～平成24年度リスク管理債権

(単位：億円、%)

区 分	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	既往債権等*	買取債権	合計	既往債権等*	買取債権	合計	既往債権等*	買取債権	合計
破綻先債権(A)	2,436	17	2,453	2,227	28	2,256	1,920	42	1,961
延滞債権(B)	9,866	78	9,944	9,126	178	9,304	7,748	361	8,108
3か月以上延滞債権(C)	1,099	50	1,149	1,453	153	1,605	1,482	151	1,634
小計(D)=(A)+(B)+(C)	13,401	146	13,547	12,806	359	13,165	11,150	554	11,704
比率(D)/(G)×100	3.80	0.44	3.52	4.23	0.89	3.83	4.36	0.86	3.66
貸出条件緩和債権(E)	17,611	61	17,672	15,835	174	16,009	15,118	310	15,428
合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)	31,011	207	31,218	28,640	533	29,174	26,268	864	27,132
比率(F)/(G)×100	8.80	0.63	8.10	9.45	1.32	8.49	10.28	1.34	8.48

元金残高(G)	352,358	32,863	385,221	302,987	40,540	343,527	255,587	64,372	319,959
---------	---------	--------	---------	---------	--------	---------	---------	--------	---------

(単位：億円、%)

区 分	平成23年度			平成24年度		
	既往債権等*	買取債権	合計	既往債権等*	買取債権	合計
破綻先債権(A)	1,245	51	1,296	1,050	64	1,113
延滞債権(B)	5,940	390	6,330	5,423	379	5,801
3か月以上延滞債権(C)	1,415	174	1,590	1,284	185	1,469
小計(D)=(A)+(B)+(C)	8,600	615	9,215	7,756	628	8,384
比率(D)/(G)×100	4.00	0.71	3.06	4.26	0.63	2.98
貸出条件緩和債権(E)	13,836	422	14,259	12,195	460	12,654
合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)	22,436	1,037	23,474	19,951	1,087	21,038
比率(F)/(G)×100	10.44	1.20	7.80	10.97	1.09	7.47

元金残高(G)	214,972	86,099	301,071	181,920	99,827	281,747
---------	---------	--------	---------	---------	--------	---------

注 合計は四捨五入の関係により一致しないことがあります。

リスク管理債権の開示基準については、資産自己査定結果をベースに開示することとしています。

※「既往債権等」とは、買取債権以外の貸付金にかかる債権及び求償債権です。

注

1 破綻先債権額 (A)

資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額

2 延滞債権額 (B)

資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額

3 3か月以上延滞債権額 (C)

弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

4 貸出条件緩和債権額 (E)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予など債務者に有利となる取決め（以下「返済条件の変更」といいます。）を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

ただし、返済条件の変更を行ったときから原則として4年が経過した債権のうち返済が正常に行われているものについては、信用リスクが正常債権と同等となったと判断されるため、貸出条件緩和債権に含めていません。これに該当し、貸出条件緩和債権に含めていない貸付けの元金残高額は合計で1,195億円です。

なお、開示している貸出条件緩和債権額には、政府の経済対策などの要請によって返済条件の変更を行った貸付けなども含まれています。

5 備考

住宅金融支援機構の債権については、融資物件に設定した第一順位の抵当権その他の担保等からの回収が図られるため、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

【貸出条件緩和債権について】

当機構は、機構融資を利用して住宅を取得された方々が、生活環境の変化などの様々な事情によりローンの返済が困難となった場合や、阪神・淡路大震災、東日本大震災などに見られるような大規模な自然災害が発生し被災したことにより一時的にローンの返済が困難となった場合においても、できる限り生活の基盤である住宅に住み続けられるように、親身になってローン返済相談を行うとともに、個々のお客様の事情に応じた返済条件の変更を行い、返済の継続を促しています。

さらに、平成10年10月の閣議決定に基づき、勤務先の倒産等によるローン返済困難者に対しては、特例措置を設け、国の施策に対応した貸出条件の緩和措置を行っています。

当機構の貸出条件緩和債権は、リスク管理債権の約60%を占めておりますが、上記政策目的を果たすための措置として返済条件の変更の実施により生じたものです。また、貸出条件緩和債権は他のリスク管理債権と比べ貸倒率が低く、そのまま不良債権の急増につながる可能性は低いものと考えています。

当機構においては、返済条件の変更に応じることにより、お客様ができる限り住宅に住み続けられるよう支援するとともに、財務の健全化に取り組んでいます。

●平成 24 年度自己査定・リスク管理債権

(単位：億円)

自己査定 債務者区分		自己査定債権分類				引当金 (引当率)	リスク管理債権
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先 1,057		担保・保証による保全部分 517		担保・保証による保全部分 以外の全額を引当て 540		個別貸倒引当金 540 (100%)	破綻先債権額 1,050
実質破綻先 2,389		担保・保証による保全部分 1,116		担保・保証による保全部分 以外の全額を引当て 1,272			延滞債権額 5,423
破綻懸念先 3,062		担保・保証による保全部分 1,737		担保・保証による保全部分 以外について今後3年間の 予想損失率により引当て 1,324		658 (49.7%)	
要注意先	要管理先 13,630	貸倒実績率に基づく今後3年 間の予想損失率により引当て 13,630				一般貸倒引当金 1,190 (8.7%)	3か月以上延滞債権額 1,284
	その他の 要注意先 7,846	貸倒実績率に基づく今後1年 間の予想損失率により引当て 7,846					貸出条件緩和債権額 12,195
正常先 154,384		貸倒実績率に基づく 今後1年間の予想損失 率により引当て 154,384				199 (0.1%)	

破綻先 64		担保・保証による保全部分 31		担保・保証による保全部分 以外の全額を引当て 33		個別貸倒引当金 33 (100%)	破綻先債権額 64
実質破綻先 352		担保・保証による保全部分 144		担保・保証による保全部分 以外の全額を引当て 209			延滞債権額 379
破綻懸念先 31		担保・保証による保全部分 17		担保・保証による保全部分 以外について今後3年間の 予想損失率により引当て 14		6 (44.4%)	
要注意先	要管理先 650	貸倒実績率に基づく今後3年 間の予想損失率により引当て 650				一般貸倒引当金 63 (9.6%)	3か月以上延滞債権額 185
	その他の 要注意先 305	貸倒実績率に基づく今後1年 間の予想損失率により引当て 305					貸出条件緩和債権額 460
正常先 98,526		貸倒実績率に基づく 今後1年間の予想損失 率により引当て 98,526				16 (5.2%)	
						315 (0.3%)	

注1 単位未満は四捨五入しています。

注2 引当率は、「実質破綻先・破綻先」及び「破綻懸念先」については担保・保証による保全額を控除した残額に対する引当率で、「要注意先」及び「正常先」については債権額に対する引当率です。

注3 自己査定とリスク管理債権の主な相違点について

- ・対象債権は、自己査定では貸付金、買取債権、求償債権、未収貸付金利息、未収買取債権利息、仮払金及び立替金ですが、リスク管理債権では貸付金、買取債権及び求償債権です。
- ・自己査定の債務者区分は、貸付先からの返済状況及び貸付先の財務内容等により区分していますが、リスク管理債権は、破綻先債権額および延滞債権額を除いて貸付先からの返済状況に基づいて区分しています。

注4 買取債権については、従来、過去の一定期間における貸倒実績等から引当金を算出していましたが、これに加えて、近年の新規買取債権の増加と将来のポートフォリオの変化を勘案して引当金を算出しています。

政策コスト分析

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、財政投融資対象事業の遂行のために

- ①将来、国から支出されると見込まれる補助金等【国からの補助金等】から、
- ②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付等【国への納付金等】

を差し引いて割引現在価値を求め、これに、

- ③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額【国にとっての機会費用】

を加えて、各財投機関が試算したものです。24年度の分析結果は、財政投融資対象の独立行政法人等について財政制度等審議会財政投融資分科会を経て、24年7月に財務省から公表されています。

当機構の政策コスト分析では、現在価値にして644億円の政策コストが将来にわたり発生するという結果になりました。分析に当たっては、

- ①24年度の財政投融資計画に基づいて事業を実施したのち、25年度以降は新規事業を行わない
- ②全ての貸付金等が回収される55年度の分析期間終了時点で、出資金を国に全額国庫納付する

といった前提を置いて出資金の機会費用などを算出しています。

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

災害で被災した住宅の復興支援を図るために、災害被災者に対する融資を行っている。

（参考）財政投融資対象外の事業としては、証券化支援事業、住宅融資保険事業、住宅資金通事業（災害復興住宅融資以外）等がある。

2. 財政投融資計画額等

（単位：億円）

24年度財政投融資計画額	23年度末財政投融資残高見込み
3,000	178,046

（23年度末財政投融資残高見込みにおいては、災害復興住宅融資以外の残高も含む）

3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など

①貸付実績

戸数 206,879戸

金額 1兆7,470億円

（23年度末現在・契約ベース）

②災害被災者に対する長期・固定・低利融資

○災害で被災した住宅等の早期の復興を支援するため、災害発生後迅速に、災害被災者に対する長期・固定・低利の融資を実施

③災害復興住宅融資の対象となる災害

○20年度までは、災害救助法に定める一定以上の被害が生じた災害等を対象

○21年度からは、近年の災害状況や社会情勢などの変化を踏まえ、被害が生じた災害の規模にかかわらず、災害発生後迅速に災害復興住宅融資を実施

年度別の契約実績の推移（直近10ヵ年）

（単位：戸、百万円）

年度	戸数	金額	年度	戸数	金額
14年度	329	4,564	19年度	71	726
15年度	855	9,365	20年度	26	292
16年度	395	3,562	21年度	7	26
17年度	411	4,060	22年度	△94	△1,468
18年度	84	979	23年度	4,340	62,788

*貸付契約実績の△は、融資承認の実績を当年度に辞退等となった実績（過年度の融資承認分の辞退等を含む）が上回ったことによるもの。

④阪神・淡路大震災への対応状況

○阪神・淡路大震災に係る災害復興住宅融資の貸付実績

戸数 70,619戸

金額 1兆5,032億円

（23年度末現在・契約ベース）

⑤東日本大震災への対応状況

○東日本大震災に係る災害復興住宅融資の貸付実績

戸数 4,334戸

金額 627億円

（23年度末現在・契約ベース）

4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

〔政策コスト〕

（単位：億円）

区分	23年度	24年度	増減
1. 国からの補助金等	-	539	+ 539
2. 国への資金移転	-	△1,113	△1,113
1～2小計	-	△574	△574
3. 国からの出資金等の機会費用分	4	1,231	+ 1,227
1～3小計	4	657	+ 653
4. 欠損金の減少分	-	△13	△13
1～4合計＝政策コスト(A)	4	644	+ 640
分析期間(年)	27	32	+ 5

〔投入時点別政策コスト内訳〕

（単位：億円）

区分	23年度	24年度	増減
(A)政策コスト〔再掲〕	4	644	+ 640
①分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	38	43	+ 5
②分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	△34	601	+ 635
国からの補助金等	-	539	+ 539
国への資金移転	-	△1,113	△1,113
剰余金等の増減に伴う政策コスト	△34	1,175	+ 1,209
出資金等の機会費用分	-	-	-

〔経年比較分析〕

(単位：億円)

区分	23年度	24年度	増減
(A)政策コスト〔再掲〕	4	644	+ 640
(A') (A)を23年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	4	658	+ 654
(B)(A')のうち24年度以降に発生する政策コスト	4	658	+ 654

24年度の政策コストは644億円である。23年度と24年度の前提金利の変化による影響を捨象し、24年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは23年度から654億円増加したと分析される。このような実質的なコスト増は、以下のような要因によるものと考えられる。
・24年度新規融資分によるコスト増（+390億円）
・貸倒償却の増によるコスト増（+129億円）
・その他（23年度新規融資分によるコスト増等）（+135億円）

〔発生要因別政策コスト内訳〕

(単位：億円)

(A)24年度政策コスト〔再掲〕	644
①繰上償還	2
②貸倒	378
③その他(利ざや等)	264

〔感応度分析（前提条件を変化させた場合）〕

(単位：億円)

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト（増減額）	
貸付及び調達金利+1%	(割引率変化なし)	(割引率変化あり)
	709 (+ 65)	721 (+ 77)
増減額のうち機会費用の増減額	+ 56	+ 149
貸倒償却額+10%	681 (+ 37)	
	増減額のうち機会費用の増減額 + 37	

〈参考〉 補助金・出資金等の24年度予算計上額
補助金等：539億円
出資金等：－億円

5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ①24年度事業計画に基づく災害復興住宅融資を試算の対象としている。
- ②分析期間は、24年度事業計画に基づく災害復興住宅融資の貸付金が全て償還されるまでの32年間としている。
- ③繰上償還は、ローンの経過年数により繰上償還率を算出する計量モデルを用いて推計している。

(単位：％、億円)

	(実績)					(見込み)	(計画)	(試算前提)					
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
繰上償還率	3.80	1.32	1.88	1.50	2.66	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63
貸付金償却額	－	－	－	0.1	－	0.1	0.7	434.0 (25年度以降の累計額)					
年度	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
繰上償還率	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63
年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	
繰上償還率	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	3.63	

6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

(理由)

- ・住宅金融支援機構は、災害で被災した住宅の早期の復興を支援するため、災害発生後迅速に、災害被災者に対する長期・固定・低利の資金を確実に供給することが求められている。したがって、一般会計からの補助金等を受け入れ、融資金利を引き下げることにより、災害復興住宅融資の円滑な推進を図っている。

(根拠法令)

- ・出資金については、独立行政法人住宅金融支援機構法において定められている（機構法第6条）。
第6条② 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第25条第1項の金利変動準備基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。
第6条③ 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- ・国庫納付については、独立行政法人住宅金融支援機構法において定められている（機構法第18条）。
第18条④ 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第2項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

7. 特記事項など

- ①本分析にあたっては、財政投融资対象事業である「災害復興住宅融資（17年度以降受理分）」を対象としている。
- ②「独立行政法人住宅金融支援機構法（17年法律第82号）」により、住宅金融公庫を解散し、19年4月1日に独立行政法人住宅金融支援機構を設立している。
- ③「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（21年12月25日閣議決定）において、「独立行政法人整理合理化計画」（19年12月24日閣議決定）に定められた事項（既に措置している事項を除く。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされた。
- ④「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月7日閣議決定）において、一部事業の見直し等の方針が示された。
- ⑤「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（24年1月20日閣議決定）において、組織のあり方について、23年度中に基本的な論点について整理した上で24年夏までに結論を得ることとされた。
- ⑥これまでの政策コストの推移は以下のとおり。（18年度までは、住宅金融公庫の政策コスト額である。）

(単位：億円)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
政策コスト	△ 5,434	△ 810	△ 69	17	10	△ 7	△ 11	1	4	644

注1) 15年度から16年度は財形住宅資金貸付けを除く住宅資金通事業における政策コスト
注2) 17年度は災害復興住宅融資（17年度以降受理分）及び証券化支援事業（買取型）における政策コスト
注3) 18年度以降は災害復興住宅融資（17年度以降受理分）における政策コスト